政　令

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十二号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年十二月十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十三号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項並びに第十二条第三項、第十五条の二第二項、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十九条第一項及び第三十二条第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項、第七十九条第一項、第八十八条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条並びに第百九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第九条第二項並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（河川法施行令の一部改正）

第一条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「関し、法第二十三条」の下に「、第二十三条の二」を加え、同号イただし書中「当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のために水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合」を「法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るもの」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係るものであつてイからニまでに掲げる水利使用のために貯留し、又は取水した流水を利用する発電のためにするもの

第二条第一項第四号中「、法」の下に「第二十三条の三、」を加え、同項第五号中「関する法第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を、「までの許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第六条第一項中「水利台帳」を「法第二十三条の許可に係る水利台帳」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十三条の二の登録に係る水利台帳の調書には、一の水利使用ごとに、国土交通省令で定める様式に従い、前項第一号及び第七号並びに第十四条の三各号に掲げる事項について記載をするものとする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第九条の三　法第十五条の二第二項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二　河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四　第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2　前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十四条の次に次の二条を加える。

（流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水）

第十四条の二　法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰（第二号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

一　河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。

二　ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。

三　法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。